

公益認定等委員会だより(その4)

公益認定等委員会事務局

(はじめに)

新しい公益法人制度が施行されてから 1 年半余りが経過しましたが、国の公益認定等委員会では 7 人の委員、事務局職員共々、民間の創意工夫あふれる多数の法人を世に送り出すため、「柔軟かつ迅速な審査」を徹底するとともに、申請を検討している法人のサポート、新制度の意義や委員会での最近の取組み等に関する広報活動を積極的に行っています。

今号では、早期申請をサポートする蓮舫大臣からのメッセージ、委員会の取組みの紹介を中心にお届けします。

【目 次】

I 蓮舫大臣からのメッセージ ～公益法人の皆さまへ 移行申請はお早めに～	・・・ P 1
II 法人関係者の皆さまへ ～早期申請を促す取組みをご紹介します！～	
1. 役員の皆様へ ～申請検討開始の勧め～	・・・ P 3
2. 申請までの主な検討事項と機関決定の例をご紹介します！	・・・ P 3
3. まずは「電話相談」・「窓口相談」をご利用ください！	・・・ P 5
4. 民間の専門家による相談会を好評開催中です！	・・・ P 6
5. 研修会等へ講師を派遣しています！	・・・ P 7
6. よくある誤解について回答します！	・・・ P 8
III 委員会からのお知らせ	
1. 駒形新局長からの着任ご挨拶	・・・ P 11
2. 国における申請・答申等の概況（平成 22 年 7 月末現在）	・・・ P 11
3. 最近の公表資料	・・・ P 12
4. 申請書類に関する注意事項	・・・ P 13

I 蓮舫大臣からのメッセージ ～公益法人の皆さまへ 移行申請はお早めに～

去る 7 月 22 日に蓮舫大臣より、民間による公益活動を積極的に応援する立場から、公益法人に向けて、「柔軟かつ迅速」をモットーにスピーディーな審査を進めていることを紹介し、早期申請の検討をお勧めするメッセージを发出了しました。

また、早期申請に関する蓮舫大臣からの動画メッセージも 8 月 18 日に出しておりますので併せてご紹介させていただきます。（内容は、当委員会ホームページ「公益法人 information」 (<https://www.koeki-info.go.jp/>) のトップページ又はホームページ「行政刷新」 (<http://www.cao.go.jp/gyouseisasshin/index.html>) をご覧ください。

公益法人の皆さまへ



内閣府特命担当大臣 蓮舫

蓮舫です。内閣府特命担当大臣（行政刷新）として新公益法人制度を担当しております。

公益法人は、「民」の立場で公益活動を担う主体として、これまでもさまざまな分野で民間ならではの創意工夫に富む活動に取り組み、国民生活のサポートや文化の発展などに大きな役割を果たしていただいています。そのような活動に日々従事している皆さんに心から敬意を表したいと思います。

すでに皆さまもご存じのように、公益法人制度については、民法制定以来100年以上を経て初めての大改革が現在進められています。従来の公益法人（特例民法法人）は、2013年11月末までに新しい制度に移行していただくことになっています。また、新たな制度の下で生まれた「一般社団・財団法人」は、「公益認定」にチャレンジすることができるようになっています。

私は、公益認定等委員会と協力して、「柔軟かつ迅速」をモットーとしてこの移行等の審査を行いたいと考えています。各法人の活動を十分に理解した上で、法人の皆さまの協力も得て、申請から4か月を目安としてスピーディーに審査を進めることを目標にしています。

その結果、新制度に合わせて衣替えした新しい公益法人がすでに誕生していますが、現在申請に向けた準備、検討を進めていただいている法人の皆様への相談などのサポートの充実にも取り組んでいきたいと考えています。外部の専門家の協力を得た相談会の開催や、申請に役立つ情報提供などにより、申請に当たっての皆さまの疑問や心配にお答えできるよう、取り組みを進めています。

各法人の内部手続などの都合もおありでしょうが、2013年の期限ぎりぎりではなく、できるだけ早めにご申請いただくと、審査がスピーディーに進みます。ぜひこの機会に早期の申請をご検討いただければ幸いです。皆さまの積極的な取り組みをお願いいたします。

政府は現在、事業仕分けを通して国からの補助金や天下り役員などを受け入れている一部の法人に対しては厳しくそのあり方を問い直していますが、一方、公益法人に本来期待される「民」による公益の増進については、これを積極的に応援し、その取り組みを加速させていきたいと考えています。どうか、皆さまのご理解とあっという間のご活躍を心からご期待申し上げます。

2010年7月22日

早めの移行申請をお勧めします

Ⅱ 法人関係者の皆様へ ～早期申請を促す取組みをご紹介します！～

1. 役員の皆様へ ～申請検討開始の勧め～

新公益法人制度は、100年以上前から「民」による公益の増進に寄与してきた「公益法人」を、「新しい公共」の代表的な担い手として改めて出発させるものです。

各法人役員の皆様におかれては、新制度の移行を法人のあり方を見直す絶好のチャンスと考えてみてはいかがでしょうか。移行により、新たな事業を展開することが可能になるとともに、寄附税制の優遇措置により法人の財政基盤を充実させる良い機会になると考えられます。

また、役員の方には、移行期間が平成25年11月までであることから、時間的余裕を感じている方もいらっしゃると思います。しかし、申請作業を進めるにあたっては、制度のポイントをご理解の上、法人の将来像や機関設計、事業や財務状況の検討・確認など、法人全体として判断すべき事項があり、申請の準備には相応の期間が必要となります。役員の方には、十分な検討の上、事務局をリードしていただき、申請されるようお願いいたします。

現在、委員会では各法人の協力を得て、ご相談しながら審査を進める余裕があります。しかし今後、大幅な申請の増加や移行期間の終了間際に申請が殺到することなどが考えられ、予期せぬ申請の集中は、そうした対応を難しくすることが予想されます。過度に申請が集中していない現在は申請するには効率的な時期とすることができます。早期申請することにより、仮に不認定等の処分を受けたとしても、再申請の上、認定等を受けることができるということも含め、早急に申請検討を開始することをお勧めいたします。

何から始めれば良いかわからない法人の皆様必読！

2. 申請までの主な検討事項と機関決定の例をご紹介します！

特例民法法人が新公益法人へ移行するにあたって、何を検討すべきかわからないという声や、手続きがわからず総会等を何度も開かなければならないか心配だ、といったようなお話をいただいています。そこで、そのような懸念をお持ちの法人の手助けとなるよう、移行に向けた主な検討事項や機関決定を行う手続きをまとめました。

※実際の手続きや手順は各法人の実情に応じて、ご検討ください。

1 新公益法人制度への移行のための主な検討事項

(1) 検討すべき事項 (例)

- ① 将来の法人イメージ (どのような事業を行うのか)
- ② 機関設計 (どのような体制で法人を運営するのか)
- ③ 税負担等による財務状況への影響 (財源はどうして、財務状況はどうなるのか)
- ④ スケジュール (どの時期に申請を行い、いつ頃の認定・認可を目指しているのか)

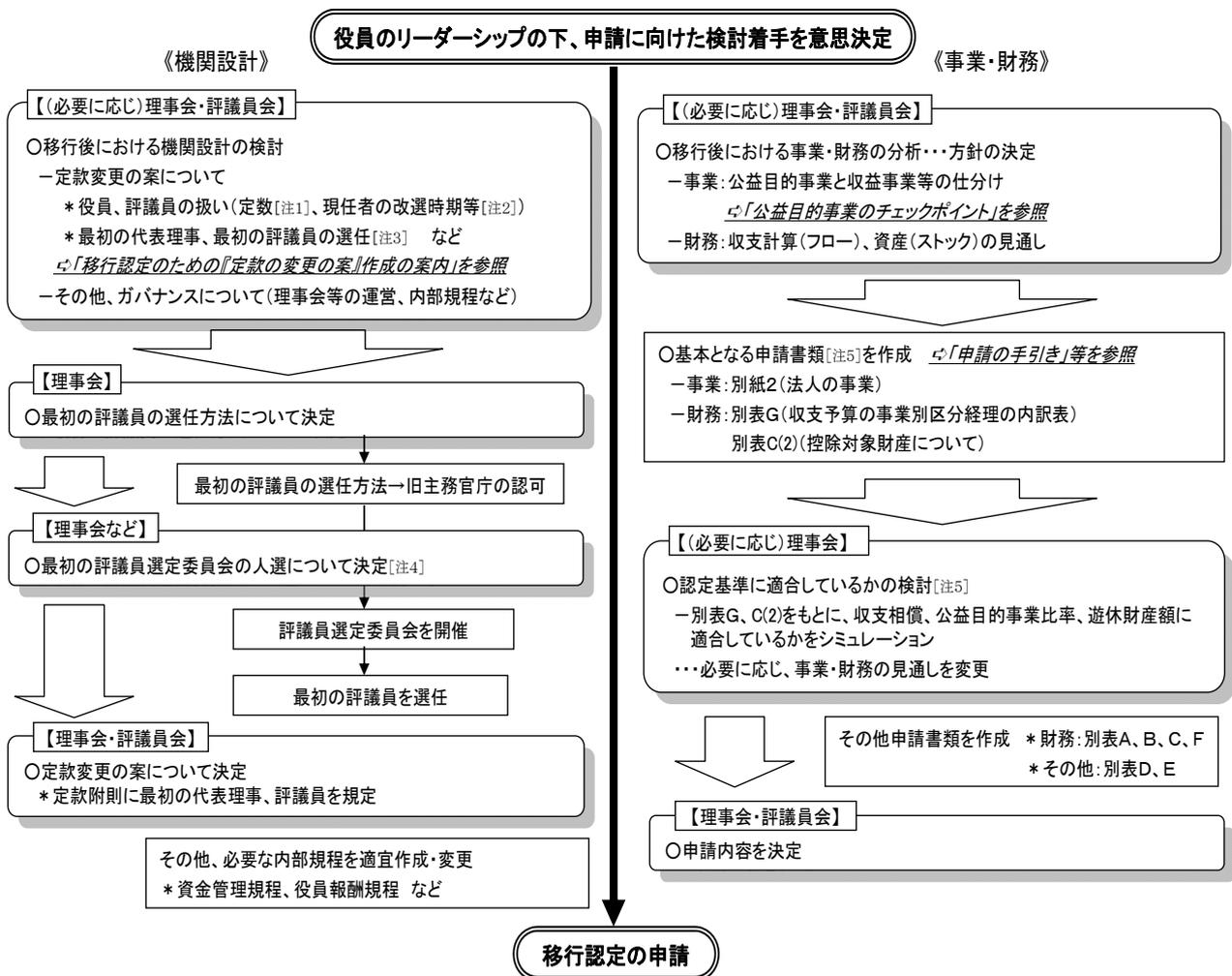
(2) その他

仮に、申請について不認定・不認可になった場合であっても平成25年11月までなら何度でも移行認定・認可申請を行うことができます。

また、申請の際の添付書類として、①登記事項証明書（有効期間3ヶ月）、②滞納処分を受けたことがないことの証明書（税務署、都道府県税事務所、市町村）（有効期限3ヶ月）が必要となります。

2. 移行申請に向けた機関決定の流れ（概略）

- 以下、財団法人の移行認定申請を例にとり、法人における機関決定等の主な流れを例示します（なお、社団法人の場合は、下図において、評議員に係る事項は該当しません。）。



※上記の図は、あくまで例示であり、法人固有の事情(役員任期、理事会の開催時期等)によって異なり得るものです。

注1:新制度においては、理事会・評議員会への本人出席が必要です。(FAQⅡ-6-①)

注2:理事、監事が移行をまたぐ場合の任期の扱いについては、FAQⅡ-4-②を参照下さい。

注3:新制度の最初の代表理事・評議員の選任については、FAQⅡ-1-⑤、Ⅱ-2-①、Ⅱ-3-①を参照下さい。

注4:評議員選定委員会の構成員については、外部委員:理事会で選任、評議員である構成員:評議員会で選任、監事である構成員:複数の監事がある場合は監事の協議により定める方法が考えられます。詳細は「移行認定又は移行認可の申請に当たって定款の変更の案を作成するに際し特に留意すべき事項」Ⅱ-6、同パブリックコメントへの回答No92を参照下さい。

注5:移行認可の場合は、別紙2(公益目的財産額)、別表C(1)~(3)(実施事業等)、別表E(2)3(収支予算)が基本となり、これに基づいて公益目的支出計画のシミュレーションを行います(別紙3を作成)。

3. まずは「電話相談」・「窓口相談」をご利用ください！

法人の方から「様々な誤解を招く情報等があり、どの情報を信じて良いか分からない」との声が寄せられることがあります。

法人が新制度へ円滑に移行し、継続的にしっかりと運営してゆくためには、何といても正確な情報を得る必要があります。新制度に最も詳しい内閣府や都道府県はその手助けをすることができると思いますので、まずは、内閣府または都道府県への相談をお勧めします。

内閣府公益認定等委員会では、以下のとおり、法人向けの電話相談、窓口相談も実施しておりますので、ぜひご利用ください（なお、都道府県でも窓口相談等を行っておりますので、申請を都道府県に予定されている場合はご利用下さい）。

【電話相談】

資料を見てもわからないといった場合など、制度の内容や申請にあたってご不明な点がございましたら、下記の相談専用ダイヤルをご利用下さい。専門相談員による電話相談を実施しております。

（相談専用ダイヤル）03-5403-9669

（時間） 平日10時～16時45分

【窓口相談】

内閣府へ申請予定の法人を対象に、1回45分の窓口相談を実施しております。受付のご案内につきましては、法人の皆さまの相談により的確に答えられるよう、事前に定款等の相談内容の資料をいただき、十分に検討した後、相談を行っているため一月前の予約をお願いしています。（募集内容は、毎月、「公益法人information」で掲載しています。）

（予約受付番号）03-5403-9526 又は 9989

（相談内容） ・ 移行認定、移行認可、公益認定等の各種申請に関するもの
・ 定款の変更の案の内容等に関するもの

※窓口相談受付のお詫びと改善について

窓口相談では、現在は、受付の電話が繋がりにくい状況であり、皆さまにご迷惑をおかけして申し訳ございません。

今後、窓口相談の受付については、これまでの電話によるものから、インターネット等を活用した方法に改める方向で検討を進めています。

また、窓口相談のほか、相談の機会を拡充するために、次ページでご紹介する専門家を活用した相談会も行っていますので、是非、ご活用いただきたいと思っております。

4. 民間の専門家による相談会を好評開催中です！

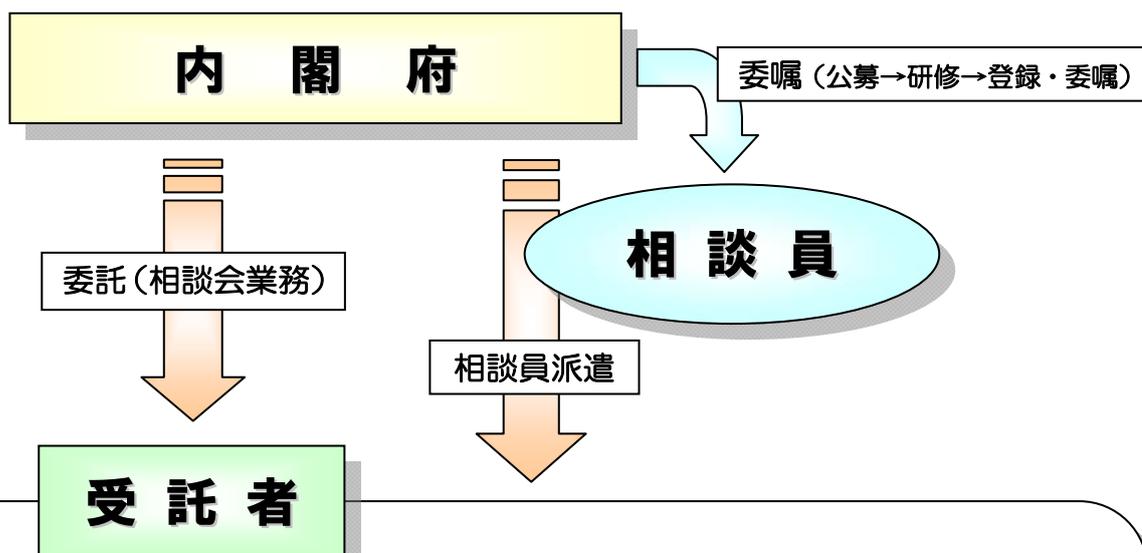
内閣府においては、今年度から新たに、新しい公益法人制度に関する相談の機会を拡充するため、内閣府が委嘱する専門家を相談員とした相談会を開催しております。

相談会のイメージは、下記の図をご参照ください。

相談者から事前に相談事項をご提出いただいた上で、相談会においては、1法人につき1時間程度、相談員にご相談していただくというのが基本的な流れになります。相談会は、月に1～2回程度の頻度で開催し、1回当たり、相談員は20名程度、時間は3時間程度を予定しております。

日時や会場、予約受付期間など、具体的な情報につきましては、ホームページ「公益法人 information」で随時お知らせしております。 (<https://www.koeki-info.go.jp/>)

相談は無料です。何から検討してよいか分からないという相談でも結構ですので、この機会に、ぜひ専門家の相談員にご相談いただいてみてはいかがでしょうか。



< 民間の専門家による相談会 >

- 月1～2回程度開催（1回3時間程度、1法人あたり1時間程度）
1回あたり相談員20人程度で対応（ブース形式）
- 受託者において、法人の実情に即した理解促進方策（相談会）を企画立案し、適切に実施（相談事項の割振、相談員の管理・指導・評価等を含む。）
→ 受託者に蓄積されたノウハウ及び情報を活用

5. 研修会等へ講師を派遣しています！

内閣府公益認定等委員会では、新制度の普及・啓発及び申請に向けたサポートを行うため、ご要望に応じ、法人等が開催する研修会等に講師を積極的に派遣しています。

特に業態別（例：医療、福祉団体（学会）等、ジャンル別）の研修会等においては、その業態によくある課題に焦点を絞るなど、より法人の皆様の個別事情に合わせた説明を行うことが可能と考えられ、新制度の理解が深まることが期待されます。

研修会の内容等は以下のとおりとなっておりますので、ぜひご利用ください。

■研修内容

- ◎ 新公益法人制度（概要、認定、認可基準等）、最近の審査（「柔軟かつ迅速な審査に向けた取り組み」等）の状況等について、当事務局職員がパンフレット等を用いて解説。
（※研修の所要時間は、質疑応答（原則説明内容に係るもの）を含めて概ね2時間程度となります。）

【申し込みについて】

（連絡先）

- 内閣府公益認定等委員会事務局
〒105-0001 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル12階
電話：03-5403-9408 又は 9548 F A X：03-5403-0231

（注意事項）

- 法人等が開催する研修会であって、原則として以下の各項目を満たすもの。
- ・多数の特例民法法人等（原則として30以上）を対象としたものであること。
 - ・主催者が特例民法法人又はこれに準ずる者（営利企業は除く。）であること。
 - ・主催者が主として経済的利益を得ることを目的としていないこと。（参加費が原則として無料又は実費相当額であること。）
 - ・内容が新公益法人制度の普及・啓発に資すると認められるものであること。
- 講師派遣の申し込み期日について
研修会等開催日の1ヶ月前までにお申し込みください。
（※ 申込み多数の場合は、日程の調整をお願いする場合があります。）
- 当事務局職員の派遣に係る経費について
当事務局の派遣に係る旅費、その他必要経費については、主催者において負担をお願いします。
（謝金は不要です。）

【お知らせ】

過去の「委員会だより」が読めます！

過去の委員会だより（その1～その3）は、当委員会ホームページ「公益法人 information」（<https://www.koeki-info.go.jp/>）のトップページからご覧になれます。

6. よくある誤解について回答します！

公益認定等委員会には、公益法人の新制度について様々な問い合わせが寄せられています。今回は、その中でも特にお尋ねの多い「収支相償」について、より詳しく分かりやすく説明します。その他、前回の委員会だよりから追加した新たな項目について説明しています。

(なお、「よくある誤解」の全体版は、「公益法人 information」(<https://www.koeki-info.go.jp/>)をご覧ください)

I 公益社団・財団法人になるための申請(＝移行認定又は公益認定の申請)

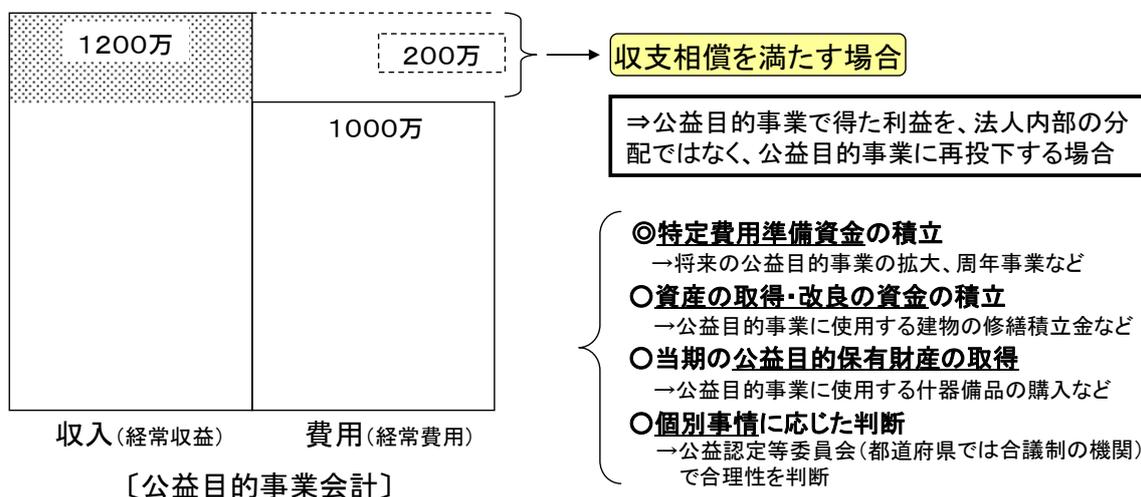
【質問1】

収支相償(認定法(注1)第5条第6号)については、(経常収益)－(経常費用)がゼロ以下である必要があるのでしょうか。

(注1) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

【回答1】

必ずゼロ以下にする必要はありません。公益目的事業に係る(収入)－(費用)がプラスになっても認められるケースとして、下図のようにそのプラス分を公益目的事業に投下するようなケースが考えられます。

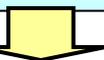


(※：“◎”は収支相償の第一段階(個別の公益目的事業単位)と第二段階(公益目的事業全体)共通で、“○”は収支相償の第二段階で、収支相償を満たすと認められる。)

(※ 詳しくは、公益認定等ガイドライン I 5、I 7 (5)、FAQ の V 2 ⑤等をご参照ください。)

【質問2】

一般法人に移行した場合、公益認定を受けることはできなくなるのでしょうか。



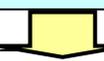
【回答2】

そんなことはありません。一旦、一般法人に移行してから、その後、公益認定申請を行うこともできます。

また、公益認定申請を行い、不認定処分を受けたとしても、申請内容を認定基準に適合するよう変更後、再度チャレンジすることも可能です。

【質問3】

公益目的事業に係る収入は公益目的事業に関してしか支出できないそうですが、公益目的事業のみを実施する法人の場合、収益事業を新たに実施しないと管理費を捻出できないのでしょうか。



【回答3】

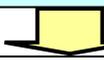
そんなことはありません。公益目的事業しか実施しない法人については、寄附金や公益目的事業の対価収入を合理的な範囲で管理費に割り振ることが可能です。

(※詳しくは、FAQ問VI-1-③、問VI-1-②、問VI-2-④をご参照ください。)

Ⅱ 一般社団・財団法人になるための申請(=移行認可の申請)

【質問1】

公益目的支出計画を作成するにあたって、従来の公益事業を継続事業として全て記載すると赤字にならないのですが、新たに公益目的事業を行うことや特定寄附をすることで赤字にする必要があるのでしょうか。



【回答1】

従来の公益事業の全てを継続事業とする必要はありません。

公益目的支出計画に記載する実施事業は法人が選択できますので、赤字の公益目的事業のみを選択して公益目的支出計画を作成することも可能ですし、新たな公益目的事業や特定寄附を記載することも可能です。ただし、実施事業等は、ガイドラインに示した要件を満たす必要があります。FAQの問X-2-④をご参照ください。

Ⅲ その他

【質問 1】

申請書類は、難しいもので、しかも作成する量が多いのではないですか。



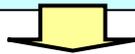
【回答 1】

申請書類は一見すると複雑に見えるかもしれませんが、基本となる書類の数はそれほど多くなく、公益認定申請においては、「事業」「収支予算」「資産」に関する三種類となります。

「申請の手引き」は、申請書類の記載方法を様式ごとにわかりやすく解説しており、また電子申請は、必要な箇所を記入すると自動計算しますので、申請にあたってはこれらのご利用をお勧めします。（※ 詳しくは、「申請書類についての考え方」をご参照ください。）

【質問 2】

電子申請を行いたいと思うのですが、難しくはないですか。



【回答 2】

内閣府では、電子申請をご利用いただく方のために、操作マニュアル・手引きも充実させています。また、ご質問がございましたら、お電話での相談も承っておりますので、是非、電子申請を行っていただきたいと思えます。

電子申請の便利な点は、修正・差替が簡便、自動計算機能を備えている、認定後の報告書の提出も電子申請で行うことができる、等です。

なお、今まで、内閣府に申請していただいた法人のうち 97.5% (平成 22 年 7 月末現在) が電子申請で申請いただいております。

Ⅲ 委員会からのお知らせ

1. 駒形事務局長からの着任ご挨拶

平成 22 年 7 月 27 日付けで公益認定等委員会事務局長に着任しました駒形健一です。公益法人の仕事は、総務省管理室長時代に各省の指導監督を調整する事務に 3 年ほど携わっていましたが、このたび、新しい制度を担当することになり、使命と責任の重さを感じています。今回の改革により法人のガバナンスや公益認定の要件が法律で明瞭になったことで、官による法人管理から、民による自立的な運営・公益の育成へと大きく転換し、Civil Society（市民社会）の活性化に向けて日本の非営利法人が新しい歴史を開くことになると期待しています。事務局スタッフの力を結集して、委員会が円滑に運営されるよう努めさせていただくとともに、フレンドリーな対応を心がけながら、法人関係者の支援を積極的に行っていきたいと考えていますので、どうぞよろしくお願いたします。

2. 国における申請・答申等の概況(平成 22 年 7 月末現在)

① 申請・審査・答申等の件数

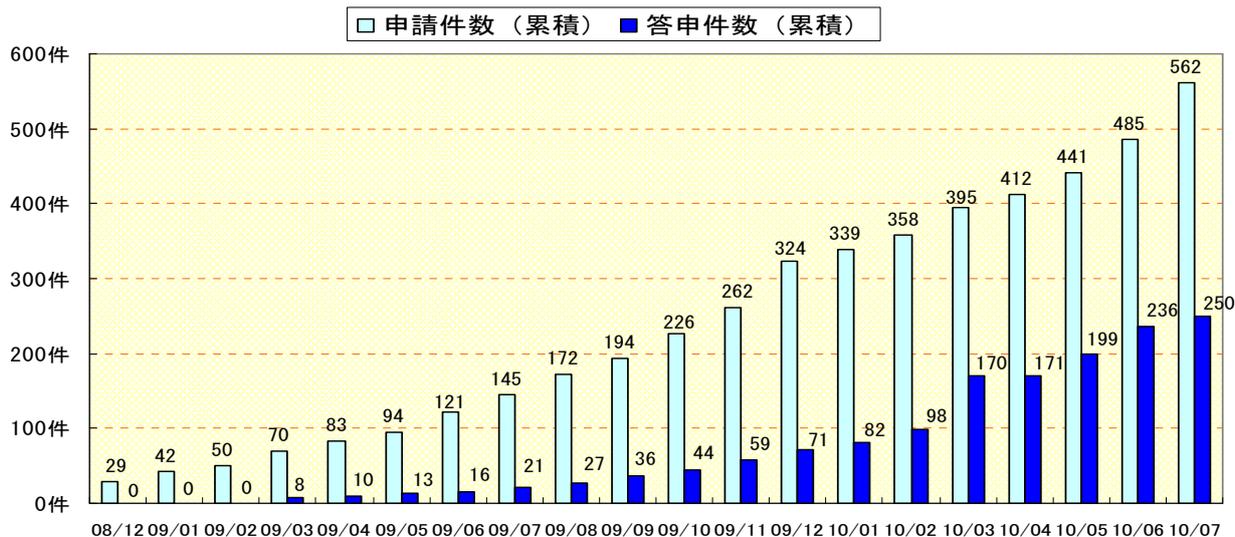
- 平成 22 年 7 月末現在の申請・審査中・答申等の件数は、下表のとおりです。
- 国所管の特例民法法人数 4,960（地方支分部局を除く、平成 20 年 12 月 1 日現在）に対し 428（8.6%）（注 1）が移行認定・認可の申請を行っています。
（注 1）申請法人数は、取下げ後の再申請等した法人があるため申請件数とは一致しない
また、答申件数のうち、移行認定・認可関係は 207 件で、上記国所管の特例民法法人数に対し 4.2%となります。

	申請件数	審査中の件数	答申の件数	取下げ件数
移行認定	369(96/273)	156(41/115)	164(35/129)	49(20/29)
移行認可	128(59/69)	66(30/36)	43(21/22)	19(8/11)
新規認定	57(29/28)	9(8/1)	36(14/22)	12(7/5)
変更認定	7(3/4)	1(1/0)	6(2/4)	0(0/0)
合併認可	1(0/1)	0(0/0)	1(0/1)	0(0/0)
合計	562(187/375)	232(80/152)	250(72/178)	80(35/45)

（注 2） カッコ内の数字は、左が社団法人、右が財団法人

- なお、平成 22 年 7 月末現在の月別の申請件数及び答申件数の推移は、次のグラフのとおりです。

内閣府への申請件数及び答申件数の推移



② 監督について

2 法人について、認定法（注 3）第 27 条第 1 項に基づく報告を求めることを決定しました。

（注 3）公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

③ 審査の平均所要日数

移行認定申請が 188.1 日（平成 22 年 3 月末で 188.4 日）、移行認可申請が 163.4 日（同 154.6 日）、新規認定申請が 172.5 日（同 172.8 日）となっています。

なお、新制度施行から 1 年経過し、また審査の迅速化に向けた取組みが本格化した昨年 12 月以降の申請については移行認定申請が 118.7 日、移行認可申請が 108.3 日、新規認定申請が 112.3 日となっています。また、申請から 4 ヶ月以内に認定等を受けた法人は、平成 22 年 3 月以前においては約 3 割（26 件）でしたが、3 月以降では約 4 割（56 件）に増加しています。

3. 最近の公表資料

平成 22 年 4 月末以降、委員会から公表した主な資料をご紹介します。内容など詳細は、「公益法人 information」（<https://www.koeki-info.go.jp/>）などをご覧ください。

- 6 月 9 日 「申請の手引き」の修正
（法人法第 131 条の基金がある場合の説明（移行認定及び公益認定））
- 7 月 22 日 蓮舫大臣からのメッセージ ～公益法人の皆さまへ 移行申請はお早めに～
- 8 月 11 日 平成 22 年度特例民法法人に関する年次報告
- 8 月 19 日 蓮舫大臣からの動画メッセージ（移行申請はお早めに）
- 毎月初め 全国の申請状況（前月末現在）

こちらでも情報発信しています

・「公益法人」39巻8号（公益財団法人 公益法人協会）

〔対談〕 公益認定等に関する最近の取組

ー柔軟かつ迅速な審査、早期の申請促進に努めるー

公益財団法人公益法人協会 理事長 太田達男

公益認定等委員会事務局 局長（当時） 丹下甲一

（柔軟かつ迅速な審査、今後の取組について、対談を行いました。）

・「ガバナンス」9月号（ぎょうせい）

〔寄稿〕 公益法人制度が大きく開かれた！

新公益法人を新たな日本の推進力に

内閣府公益認定等委員会委員 海東英和

〔 新公益法人制度の意義と現在の申請の状況、地方公共団体の役割などについて寄稿しました。 〕

・「日本行政」9月号（日本行政書士連合会）

〔寄稿〕 新公益法人制度の概要と最近の取組

～公益社団・財団法人の設立に向けて～

〔 公益認定申請の手続きの概要、申請を考えている法人関係者の皆さまへのメッセージ等を寄稿しました。 〕

4. 申請書類に関する注意事項

申請書類に関するよくある間違いや注意事項について、前回の委員会だよりから追加した新たな項目について説明しています。

（※全体版については、「公益法人 information」（<https://www.koeki-info.go.jp/>）をご覧ください。）

○ 公益社団・財団法人になるための申請（＝移行認定又は公益認定の申請）

1 別表C(2)の記載について

- 基本財産の運用益を公益目的事業費と法人会計に充てる場合、基本財産の元本を公益目的保有財産（1号財産）と公益目的事業を行うために必要な収益事業等その他の業務又は活動の用に供する財産（2号財産）に分け、それぞれ計上する必要があります。（FAQVI-3-①をご参照ください。）

2 滞納処分に係る納税証明書について

- 申請の手引きで「発行日から過去3年間以内に滞納処分を受けたことがないことの証明書」と記載してありますが、発行日の前日までの3年間に滞納処分を受けたことがないことの証明書として発行されたもので構いません。

なお、国税は「納税証明書（その4 滞納処分を受けたことのない証明用）」の様式となりますが、地方税は様式が地方公共団体ごとに異なります。滞納処分を受けたことがないことの証明書でなければならず、「納税額の証明書」や「未納の税額がないことの証明書」や「受付印の押された納税申告書」では必要な書類になりませんので、ご注意ください。（申請の手引き（移行認定編）52頁、（公益認定編）55頁をご参照ください。）